

岩倉市登録統計調査員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国及び県からの委託による統計調査並びに市が実施する各種統計調査に際して、統計調査員となる意思を有する者を岩倉市登録統計調査員（以下「登録調査員」という。）として事前に登録し、各種統計調査を円滑に実施することを目的として実施する岩倉市登録統計調査員制度について、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 登録調査員は、熱意と責任を持って職務を遂行できる者であって、満18歳以上のものとする。

(登録)

第3条 登録調査員として登録を希望する者は、岩倉市登録統計調査員申込書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、選考を行い、適格と認める者を登録調査員として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、岩倉市登録統計調査員登録通知書（様式第2）により通知するものとする。

(登録期間)

第4条 登録調査員の登録期間は、3年（年度の途中において登録した者にあつては、登録をした日からその日の属する年度の翌々年度の3月31日まで）とする。ただし、再登録を妨げない。

(秘密の保持)

第5条 登録調査員は、職務上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。登録期間の満了後及び次条の規定による登録の取消し後も、また同様とする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録調査員としての登録を取り消すことができる。

(1) 統計調査の遂行に支障があり、又はこれに堪えることができないと認めるとき。

(2) 登録調査員としてふさわしくない行為があつたとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(4) 登録調査員から登録取消しの申出があったとき。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(岩倉市常任統計調査員設置要綱の廃止)

2 岩倉市常任統計調査員設置要綱(昭和49年4月1日)は、廃止する。

様式第 1 (第 3 条関係)

年 月 日

岩倉市登録統計調査員申込書

岩倉市長 殿

岩倉市登録統計調査員制度実施要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、岩倉市登録統計調査員としての登録を申し込みます。

氏名	ふりがな		生年月日 年 月 日
住所	〒 ー		
職業			
連絡先	電話番号	自宅：	
		携帯：	
	メールアドレス：		
調査移動手段 <small>※該当するものに○ (複数回答可)</small>	徒歩・自転車・バイク・自動車・その他 ()		
調査希望地区	どこでもよい・自宅付近・その他 ()		
備考 (調査に従事することが困難な時期等)			

様式第 2 (第 3 条関係)

年 月 日

岩倉市登録統計調査員登録通知書

様

岩倉市長

岩倉市登録統計調査員制度実施要綱第 3 条第 3 項の規定により、岩倉市登録統計調査員として下記のとおり登録しましたので、通知します。

記

登録期間 年 月 日から 年 月 日まで